

④住民主体のまちづくりの推進に向けた支援の取組

- ・ 市は、被災地の町内会等からの要請に応じて、コンサルタント派遣等を行うとともに、市職員もワークショップに参加して運営をサポートするなど、地域が主体となって取り組む復興まちづくりプランの作成を支援し、地域と一体となったまちづくりに取り組んでいる。
- ・ 安佐南区では、復興まちづくりプランの作成を予定している梅林学区社会福祉協議会からの要請を受け、市は平成 27 年 10 月から地元へコンサルタントを派遣し、復興まちづくり協議会の設立に向けた支援を行った。現在も引き続きコンサルタント派遣等を行うなど、復興まちづくりプランの作成に向けた支援を行っている。
- ・ 安佐北区では、復興まちづくりプランの作成を予定している新建自治会からの要請を受け、市は平成 28 年 5 月から地元へコンサルタントを派遣し、復興まちづくりプランの作成に向けた支援を行い、平成 29 年 3 月に復興まちづくりプランが市へ提出された。

⑤実施上の課題

- 国・県との調整の必要性
 - ・ 砂防堰堤、避難路、雨水排水施設等の整備などの取組について、実施主体が多岐にわたることから、国・県との実施内容の確認・調整が必要となった。

【20140203】生活再建に関する相談窓口の設置（広島市）

- 広島県災害復興支援士業連絡会との協定締結・被災者生活再建相談窓口の設置
 - ・ 復興ビジョン策定（平成 27 年 3 月 25 日）後、都市整備局で生活再建に関する支援方策を検討するなかで、専門的な知見を必要とする相談内容が多くみられた。
 - ・ このため、本市は、弁護士、税理士、司法書士等をはじめとした専門家連絡会である広島県災害復興支援士業連絡会と平成 27 年 7 月末に協定を締結し、公民館等に専門家を派遣し、個別に相談対応を行う被災者生活再建相談窓口を設置した。相談費用は無料で、派遣に伴う経費は市が負担している。
 - ・ 被災者からの相談内容として、都市計画道路の整備に伴う移転補償金に対する課税に係る相談など、専門的な内容が多い。

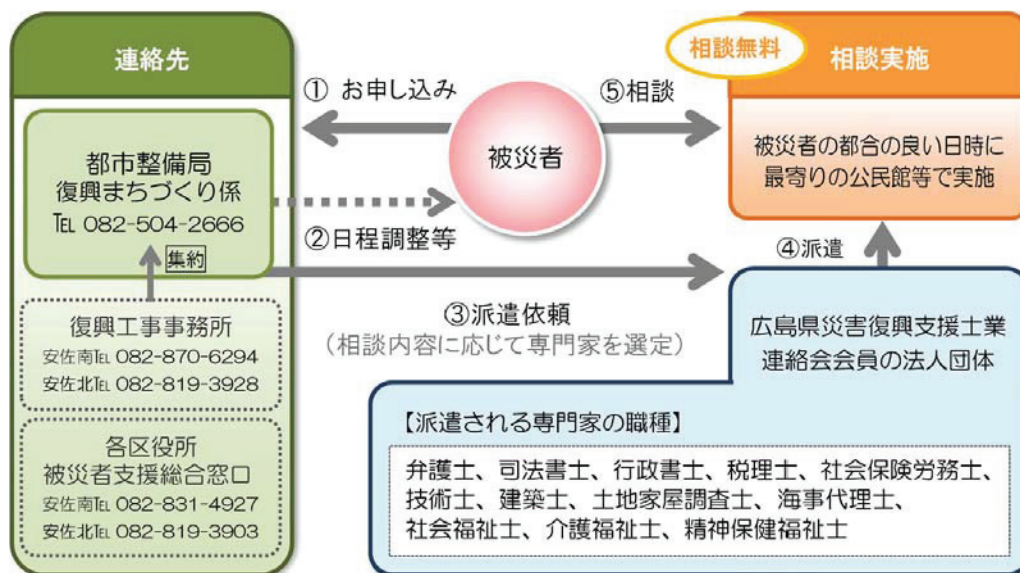


図 被災者生活相談窓口の概要

(出典) 広島市ウェブサイト（平成 29 年 3 月 11 日現在）

【20140204】被災者住宅再建に係る支援（広島市）

○住宅再建支援に係る相談窓口：「住まいの確保コンシェルジュ」の設置

- 被災地の復旧・復興事業に際し、立ち退きの対象となっている被災者や被災した地域から移転して住宅の確保を検討している被災者に対し、銀行・不動産業に携わる専門家が個別相談を行うとともに、物件購入のための資金計画の助言や移転先となる物件情報の提供、契約締結に至るまでの一連の手続をサポートする「住まいの確保コンシェルジュ」を設置した。
- 窓口は、広島銀行緑井支店2階に設置され、広島銀行職員と宅地建物取引士が連携して対応している。

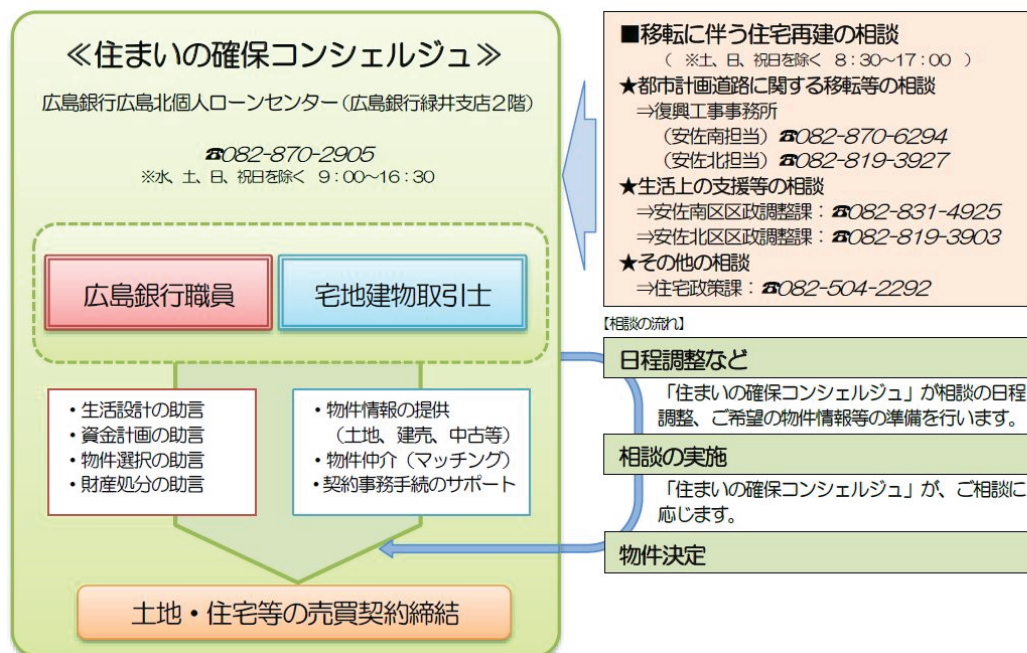


図 住まいの確保コンシェルジュの概要

(出典) 広島市ウェブサイト (平成 29 年 3 月 11 日現在)

【20140205】砂防設備の復旧・整備に係る調整（広島市）

○県主催会議における事業進捗状況の共有

- 被災地域では、国・県による砂防・治山堰堤事業等が実施されたが、事業数・事業実施範囲が広範に及んだことから、県が国・県・市の連絡会議を主催し、事業の進捗状況を共有している。

○国・県による複数事業の進捗状況に関する市民への周知

- 市の役割として、事業の全体の進捗状況をつぶさに把握し、市民の安心感を醸成するためにも、市民に丁寧に周知することが極めて重要であったことから、復興工事事務所等を通じて市民への周知を図っている。

表 国・県による砂防堰堤整備等事業

施工者	名称	溪流数等	進捗状況
国	砂防堰堤整備（緊急事業）	28 溪流	23 溪流（24 基）整備完了。
	砂防堰堤整備（通常事業）	16 溪流	平成 27 年度に 3 溪流で完成、2 溪流で着工。その他 11 溪流は用地買収等の取組中。
県	砂防堰堤整備（緊急事業）	7 溪流	いずれも整備完了済。追加設置などの整備を今後 3 年程度で実施予定。
	急傾斜地崩壊対策（緊急事業）	4 箇所	
	砂防堰堤整備（通常事業）	6 溪流	順次着工予定。
	急傾斜地崩壊対策（通常事業）	2 箇所	

(出典) 広島市ウェブサイト『「復興まちづくりビジョン」の取組について」(平成 28 年 11 月末時点)より作成

【20140206】避難路の整備（広島市）

○避難路の整備

- ・ 復興ビジョンにおいて、基本施策として「避難路の整備」が位置づけられたことを踏まえ、災害発生以前から計画されていた都市計画道路等の延伸整備について、順次事業認可を取得し、整備を進めている。
- ・ 集中復興期間には、八木・緑井地区の長束八木線・川の内線（一部区間を除く）、可部東地区の可部大毛線・高陽可部線の整備に取り組むこととしている。

○対象地域住民との調整

- ・ 現地に設置した復興工事事務所を通じて、住民との調整を実施している。また、「復興工事事務所だより」等で事業の進捗状況を発信するなど、住民への周知を実施している。

表 集中復興期間に実施する避難路の整備状況

名称	延長等	整備状況
都市計画道路 長束八木線	延長 1,500m 幅員 16m	平成 27 年 6 月に事業認可取得。 用地買収の契約を順次締結し、用地確保箇所から工事実施。
都市計画道路 川の内線	延長 250m 幅員 16~22m	
都市計画道路 可部大毛寺線	延長 500m 幅員 12m	平成 27 年 2 月に事業認可取得。 用地買収の契約を順次締結し、用地確保箇所から工事実施。
都市計画道路 高陽可部線	延長 700m 幅員 16m	
市道延伸・拡幅等	18 路線	3 路線着工。

(出典) 広島市ウェブサイト『「復興まちづくりビジョン」の取組について』（平成 28 年 11 月末時点）より作成

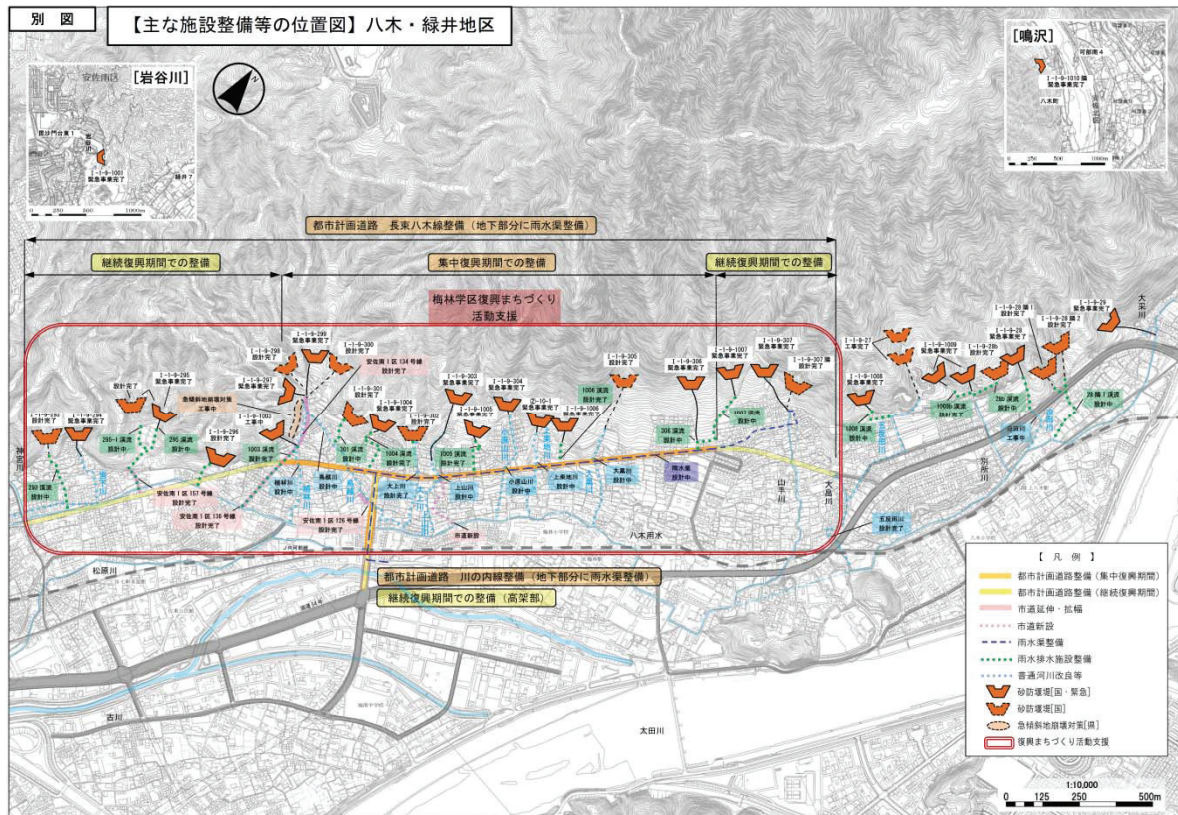


図 避難路の整備状況（長束八木線・川の内線）

(出典) 広島市「主な施設整備等の位置図」（八木・緑井地区、平成 28 年 11 月末時点）

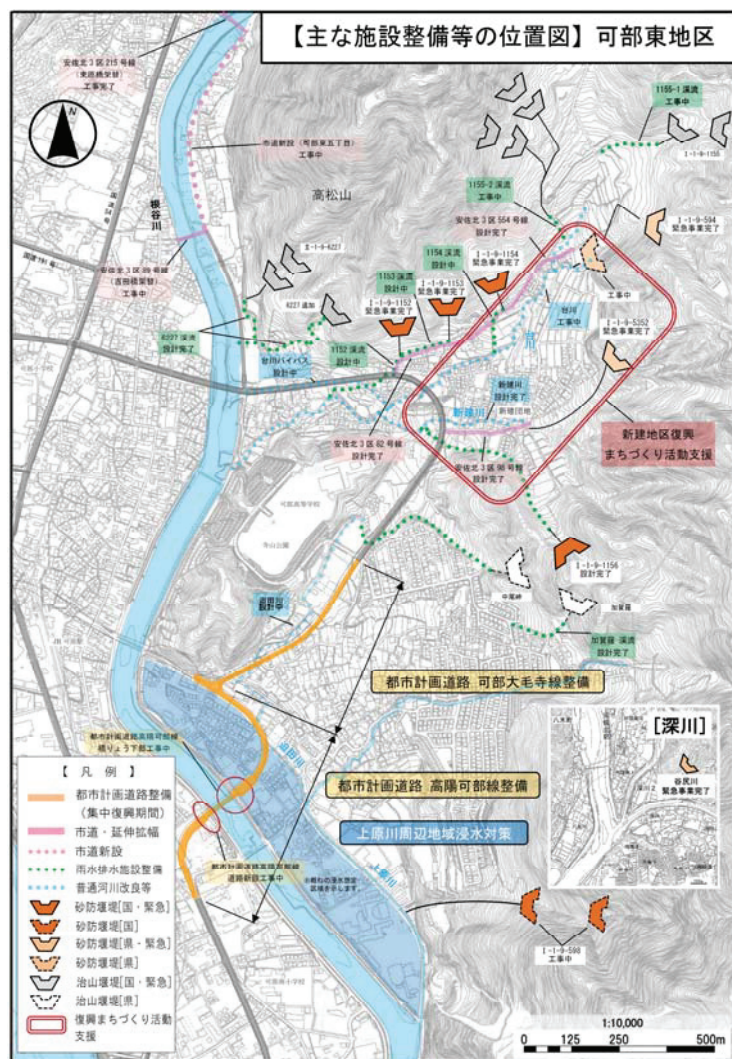


図 避難路の整備状況（可部大毛線・高陽可部線）

（出典）広島市「主な施設整備等の位置図」（可部東地区、平成 28 年 11 月末時点）

【20140207】雨水排水設備等の整備（広島市）

- ・ 砂防堰堤整備事業等、土砂をせき止めるための事業は国・県にて実施しているが、それに併せて堰堤に接続する雨水排水施設等は、市で整備を進めている。
- ・ 国・県と事業区域が重複・関連する箇所は、設計やスケジュール等の調整が必要となっている。また、八木・緑井地区における堰堤の排水対策は、都市計画道路の地下に設置される雨水渠が、複数の谷からの水量を受け止めることとなることから、排水量の把握や排水路の設計等を現場で調整等の工夫が必要となった。

表 集中復興期間に実施する雨水排水施設等の整備状況

区分	名称	延長等	整備状況
雨水排水施設等	雨水渠整備	延長 1,850m	詳細設計実施中。
	雨水排水施設整備	46 渓流	国・県の砂防堰堤等の進捗に合わせて整備実施し、32 渓流のうち 2 渓流で着工。
	普通河川改良等	21 河川	4 河川で着工。
	上原川周辺地域浸水対策	1 か所（2 河川）	詳細設計実施中。

（出典）広島市ウェブサイト『「復興まちづくりビジョン」の取組について』（平成 28 年 11 月末時点）より作成

事例コード | 201403

2014 年（平成 26 年） 御嶽山噴火による災害

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

①御嶽山の概要

御嶽山は、長野県と岐阜県の県境に位置し、長野県木曾郡木曾町、王滝村、岐阜県下呂市、高山市にまたがる乗鞍火山列の南端に位置する複合成層火山である。標高は3,067mと国内では14番目となっており、火山としては富士山に続く標高で、直近2万年間は水蒸気爆発を中心とした活動期にある。

南東山麓では、1978年から地震が多発しており、昭和59年には長野県西部地震でマグニチュード6.8を記録し、御嶽山および周辺で大規模な地すべり・斜面崩壊が発生している。直近では、平成19年にも小規模な水蒸気噴火があり、火口北東側約200mの範囲に火口から噴出した火山灰が確認されている。

古くから信仰対象の霊山とされて、多くの登山者や観光客が訪問しているほか、日本の百名山の一つに選定されている。

②御嶽山噴火と噴火警戒レベルの引き上げ

平成26年9月27日11時41分頃から火山性微動が発生し始め、同11時52分頃に噴火が発生した。噴火場所は剣ヶ峰の南西側で、国土交通省中部地方整備局が王滝村滝越に設置している滝越カメラ（剣ヶ峰の南南西約6km地点）により、火砕流が南側斜面を3キロメートルを超えて流れ下る様子が観測された。また、気象庁による聞き取り調査の結果、御嶽山西側の岐阜県下呂市萩原町から東側の山梨県甲府市飯田にかけての範囲で降灰が観測された。

こうしたことから、気象庁は、同日12時36分に火口周辺警報を発表し、噴火警戒レベルをレベル1（平常）からレベル3（入山規制）へと引き上げた。

平成26年11月下旬以降は火山性微動は観測されず、火山性地震も1日あたり数回から十数回のやや少ない状態で推移していることから、平成27年1月19日、火口周辺警報が更新され、警戒が必要な範囲が火口から概ね4kmから3kmに縮小された。さらに、同年3月、警戒が必要な範囲がさらに火口から概ね3kmから2km（地獄谷方向では火口から概ね2.5km圏内）に縮小された。

平成27年6月、火山噴火予知連絡会において「昨年と同程度の噴火可能性は低下していると考えられるが、噴煙活動や地震活動が弱いながらも続いていることから、昨年9月27日より規模の小さな噴火が今後も突発的に発生する可能性は否定できない」と評価されたことを受けて、火口周辺警報が発表され、噴火警戒レベルがレベル3（入山規制）から2（火口周辺規制）に引き下げられ、警戒が必要な範囲は平成26年に噴火した火口を中心とした半径約1kmとされた。

なお、平成29年3月現在も、火口周辺警報（噴火警戒レベル2（火口周辺規制））が継続されている。



図 御嶽山の噴火の様子（平成26年9月29日）

（出典）内閣府（防災担当）「平成26年9月の御嶽山噴火概要」（中央防災会議防災対策実行会議火山防災対策推進ワーキンググループ第1回資料）



図 御嶽山の噴火警戒レベルに応じた防災対応（レベル2～3、想定火口：79-7火口）

（出典）気象庁「御嶽山の噴火警戒レベル」

表 噴火警戒レベルの推移

年月日	噴火警戒レベル
H26.9.27	噴火警報発表 噴火警戒レベル3（警戒が必要な範囲4km）
H27.1.19	噴火警報発表 噴火警戒レベル3（警戒が必要な範囲3km）
H27.3.31	噴火警報発表 噴火警戒レベル3（警戒が必要な範囲2km）
H27.6.26	噴火警報発表 噴火警戒レベル2（警戒が必要な範囲1km）

（出典）木曾町資料

③避難・対応状況

御嶽山噴火および噴火警戒レベルの引き上げを受けて、平成26年9月27日12時31分から町道上4箇所（黒沢口登山道、開田口登山道、油木美林の各入口手前）にて入山規制を実施した。

また、ロープウェイに現地対策本部を設置して町職員を派遣し、安否確認や関係機関との連絡調整、情報収集を行った。噴火当日から翌日にかけて、下山者用のシャトルバスや一時避難所を開設し、民間の宿泊施設を合わせて計92名の下山者が宿泊した。

平成26年10月、噴火警戒レベル3が継続される中で台風が発生した。火山灰が堆積した範囲では降雨による土石流が発生する可能性があるため、木曾町では町内の5地区に新たな避難基準を設け、避難を実施した。

表 木曾町における入山規制および下山者への対応状況の推移

日付	対応内容
H26.9.27 ~9.28	<ul style="list-style-type: none"> 各登山道入口封鎖（入山規制）、登山道に至る町道各線通行止め 木曾町現地対策本部を御岳ロープウェイに設置（町職員を派遣） 下山者の送迎車両の手配 安否確認、関係機関との連絡調整、各種情報収集 下山者用のシャトルバスを運行 三岳交流促進センターに一時避難所を開設 三岳交流センターに49名、民間の宿泊施設（2箇所）に43名の計92名の下山者が宿泊
H27.5.1	・黒沢口登山道六合目中の湯までの町道通行止め（冬季閉鎖）解除
H27.6.5	・黒沢口登山道六合目中の湯から七合目行場山荘手前までの立入規制解除
H27.7.1	・黒沢口登山道七合目行場山荘手前から八合目女人堂までの立入規制解除
H27.7.10	<ul style="list-style-type: none"> 開田口登山道入口から三ノ池までの立入規制解除 油木美林入口から黒沢口登山道七合目までの立入規制解除
H27.8.11	・油木美林百間滝から黒沢口登山道六合目中の湯までの立入規制解除
H27.9.19	<ul style="list-style-type: none"> 黒沢口登山道八合目女人堂から九合目石室山荘までの立入規制解除 三ノ池ルート女人堂から三ノ池方面へ約1km地点までの立入規制解除
H27.10.19	・黒沢口登山道九合目石室山荘から分岐経由二ノ池方面へ約500m地点までの立入規制解除
H28.6.28	<ul style="list-style-type: none"> 黒沢口登山道九合目石室山荘から分岐経由二ノ池方面へ約500m地点の立入規制開始位置を撤去 ※九合目石室山荘上部分岐点及び二ノ池分岐（お鉢方面分岐含む）から剣ヶ峰方面は立入禁止
H28.7.16	・三ノ池ルートの立入規制解除
H28.7.27	・三ノ池ルートを立入規制（沢横断部分の雪渓の状態が悪いため立入規制）
H28.9.17	<ul style="list-style-type: none"> 三ノ池ルート女人堂から三ノ池方面へ約1km地点までの立入規制解除 （落石・崩落等の危険による一部区間の立入規制）

（出典）木曾町「噴火警戒レベルと規制推移と噴火対策」より作成

表 木曾町における降灰の影響による土砂災害警戒対応

<p>■対象地区 三岳地区（荻ノ島、栩山、井原、屋敷野、倉本）、開田地区（柳又）</p> <p>■避難基準 大雨注意報・・・避難準備情報 大雨警報・・・避難勧告</p> <p>※降雨状況により注意報・警報の発表を待たず、避難準備情報・避難勧告を発令</p> <p>① 台風18号 10月5日16時31分に避難準備情報が発令、翌日6日13時06分に解除されるまで、4箇所の避難所等に9世帯14名が避難した。</p> <p>② 台風19号 10月13日15時30分に避難準備情報、同日16時30分に避難勧告が発令、翌日14日5時50分に解除されるまで、3箇所の避難所等に10世帯18名が避難した。</p>
--

（出典）木曾町「御嶽山噴火対応記録」

④被害状況

御嶽山の噴火は、死者・行方不明者63名、負傷者69名（重傷29名、軽傷40名）にのぼる人的被害をもたらした。

行方不明者の捜索活動は平成26年9月28日に開始されたが、同年10月16日に一時中断、平成27年7月29日に再開され、同年8月6日に終了したが、依然行方不明者5名は発見されていない。

表 御嶽山噴火の主な被害状況（平成27年11月6日時点）

都道府県名	人的被害（人）		
	死者	行方不明者	負傷者
全国合計	58	5	69
長野県	58	5	59
岐阜県	0	0	10

（注）建物被害はなし

（出典）消防庁「御嶽山の火山活動に係る被害状況等について（第40報）」（平成27年11月6日）



（頂上剣ヶ峰）



（八合目女人堂）

図 木曾町における被害状況写真

（出典）木曾町資料

（2）災害後の主な経過

御嶽山噴火および噴火警戒レベルの引き上げに伴い、木曾町、王滝村、長野県に災害対策本部が設置された。

一方、国は同日木曾町と王滝村に対する災害救助法の適用を決定し、長野県庁に非常災害現地対策本部を設置した。

表 災害後の主な経過（木曾町・王滝村・長野県・政府の取組状況）

年	月日	長野県・木曾町・王滝村の対応	政府の対応
平成 26年	9月27日	11:52 御嶽山噴火	
		12:20 木曾町災害対策本部設置	
		12:30 王滝村災害対策本部設置	
		12:36 火口警戒情報発表（噴火警戒レベル3への引き上げ）	
		13:20 長野県警戒・対策本部設置	
		14:10 長野県災害対策本部設置	
			16:40 関係省庁災害対策会議開催 木曾町、王滝村に災害救助法適用
	9月28日		17:00 御嶽山噴火非常災害対策本部設置 （内閣府）
		22:00 非常災害現地対策本部設置 （長野県）	

（出典）木曾町「御嶽山噴火対応記録」より作成

2. 災害復興施策事例の索引表

201403	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)			本格復旧、 復興準備・始動期		本格 復興期
1. 復興への条件整備							
1.1 復興に関連する応急処置							
施策 1: 被災状況等の把握							
施策 2: がれき等の処理							
1.2 計画的復興への条件整備							
施策 1: 復興体制の整備			【20140301, p201】	(木曾町)	→		
施策 2: 復興計画の作成			【20140302, p202】	(木曾町)	→		
施策 3: 広報・相談対応の実施			【20140303, p202】	(木曾町)	【20140304, p202】	(木曾町)	→
施策 4: 金融・財政面の措置					【20140305, p203】	(木曾町)	→
2. 分野別復興施策							
2.1 すまいと暮らしの再建							
施策 1: 緊急の住宅確保							
施策 2: 恒久住宅の供給・再建							
施策 3: 雇用の維持・確保					【20140306, p204】	(木曾町)	→
施策 4: 被災者への経済的支援							
施策 5: 公的サービス等の回復							
2.2 安全な地域づくり							
施策 1: 公共施設等の災害復旧							
施策 2: 安全な市街地・ 公共施設整備							
施策 3: 都市基盤施設の復興							
施策 4: 文化の再生							
2.3 産業・経済復興							
施策 1: 情報収集・提供・相談							
施策 2: 中小企業の再建					【20140307, p204】	(木曾町)	→
施策 3: 農林漁業の再建							

3. 災害復興施策事例

【20140301】 復旧・復興体制の構築（木曾町）

①庁内における検討体制

- ・ 町では、今後の復興計画やまちづくりの支援策を検討することを目的として、庁内横断組織「御嶽山噴火災害復興戦略チーム（以下、「戦略チーム」と表記）」を平成 26 年 11 月 4 日に設置した。戦略チームは、副町長以下、課長級職員 14 名で構成された。
- ・ こののち、山岳観光の安全対策や地域の特性を活かした産業振興策を打ち出し、町の将来像を示した復興創生計画の策定を目指す「木曾町地域創生戦略会議」が同月 26 日に設置され、同会議の中で復興体制の構築に向けた検討が進められた。同会議は山岳、商工観光、農業関係者、議会、国・県関係機関者ら 15 名で構成された。

②官民の連携体制

- ・ 官民が一体となって取り組むため、町内の御嶽山に関わる観光関連等事業者（御嶽教関係団体、山小屋等山岳観光関係者、山岳遭難防止対策協会関係者等）及び町の関係部局の担当者等 27 名で構成される「御嶽山安全対策連絡会」を平成 27 年 4 月に設置した。火山活動に関する情報共有や登山等の安全対策、山小屋の復旧対策等の御嶽山の復興に関して、官民で連携して検討を行った。

③広域連携体制

- ・ 御嶽山噴火時の総合的な対策について連携して平時から検討を行うことを目的として、御嶽山を有する長野県、岐阜県、木曾町等の関係自治体および関連機関の首長・部長級（木曾町は町長、県レベルでは部長級）により「御嶽山火山防災協議会」が設置された（平成 26 年 12 月 24 日）。本協議会は情報共有のプラットフォームとして、年に 1 度開催しており、1 年間に実施された対策等についての情報共有の場となっている。
- ・ 他方、担当者・事務局レベルの調整は多頻度で開催されており、御嶽山全体に関連する施策については、王滝村と木曾町が都度連携して取り組むことが求められている。
- ・ 噴火災害発生を受け、県庁に災害対策本部が設置され、王滝村には行方不明者の捜索拠点、木曾町には下山者対応や行方不明者家族対応の拠点が設置される等、拠点が分散して設置された。この拠点の分散化により、相互の情報共有が難しい面があったことは課題と認識している。

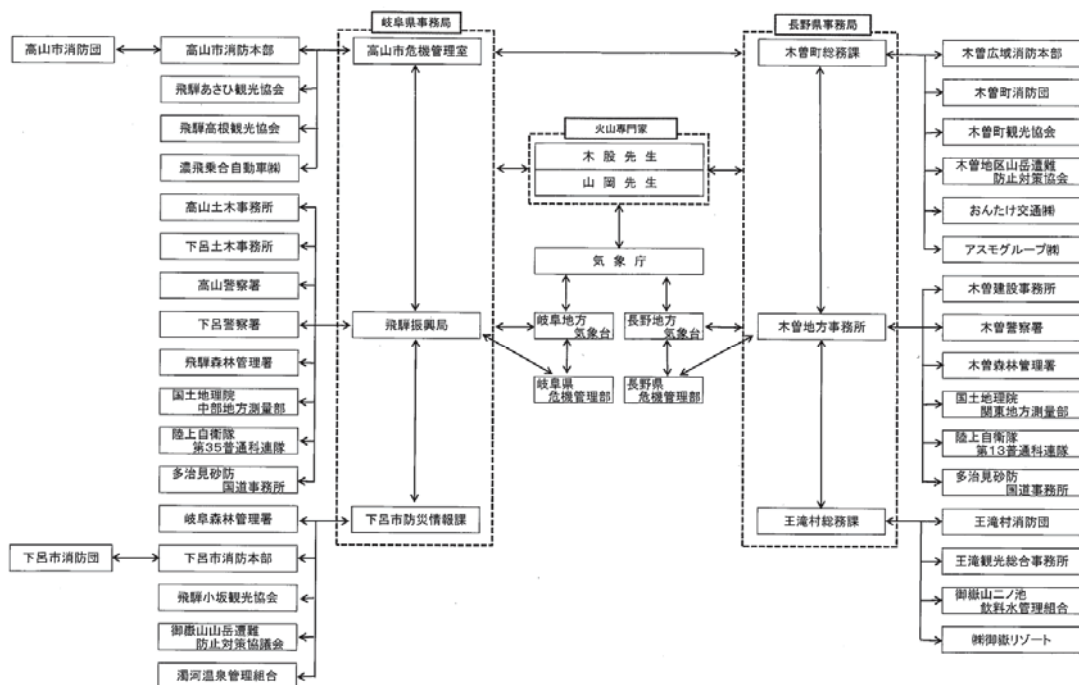


図 「御嶽山火山防災協議会」連絡体制表

(出典) 長野県「御嶽山火山防災協議会連絡体制表」(第 1 回御嶽山火山防災協議会資料 3) (平成 26 年 12 月 24 日)

【20140302】復興方針の検討（木曾町）

○復興方針の検討・決定

- ・ 木曾町地域創生戦略会議において、復興方針について検討がなされ、平成 26 年 12 月 24 日に「木曾町御嶽山噴火災害復興方針（『つながろう木曾』プロジェクト）」が策定された。主要な検討課題は、山頂付近にある山小屋の再建や登山対策を含む現地の復興対策と、観光対策（主に町外に向けた PR）であった。

表 「木曾町御嶽山噴火災害復興方針」の構成

1. 噴火災害への対応と防災方針	
緊急的取組	中長期的な取組
1-1. 噴火災害への対応と反省	1-4. 山小屋対策・御嶽山登山対策
1-2. 被災者家族支援	1-5. 防災のまちづくり
1-3. 学術研究所、学会の誘致	1-6. 地震対策
2. 復興と創生	
緊急的取組	中長期的な取組・抜本的な対策
2-1. 観光振興	2-4. 観光振興
2-2. 情報発信対策	2-5. 六次産業化による産業振興
2-3. 緊急産業政策、雇用対策	2-6. 企業誘致、起業支援
	2-7. 地域の特色を活かしたまちづくり
	2-8. 人口増加策としての環境の整備
	2-9. 高齢化社会に対応した住環境の整備

（出典）木曾町「木曾町御嶽山噴火災害復興方針」より作成

【20140303】報道対応（木曾町）

○報道機関の立入スペースの制限による混乱の解消

- ・ 噴火災害発生直後から、報道機関からの問い合わせが殺到したため、山頂付近の災害現場と連絡を取ることができなくなり、被害状況の全体像の把握が遅れる要因となった。
- ・ 木曾町は被災者対応の拠点となったため、被災者家族が在住している都道府県や火山保有都道府県等、全国から報道機関が集中し、庁舎内や駐車場等が大混乱に陥った。
- ・ このため、庁舎と駐車場のうち、報道機関が利用可能な部屋や通路などを設定し、災害対策本部（役場庁舎）内への立入制限を設けることとした。
- ・ 今回、内外の動線が混線したことが現場の混乱を深刻化したことから、これを受け、今後の災害時の報道対応等に備えて、庁舎施設の配置に係る検討が開始された。

○定例記者会見の開催

- ・ 災害対策本部にて、報道対応の担当者（町長、総務課長、担当課長）を決定し、定例で記者会見を実施し、定期的な情報発信に努めたところ、現場の混乱は収束へと向かった。

【20140304】火山防災啓発のための学習会・講演会等の開催（木曾町）

①地域住民等を対象とした「学習会」の企画・開催

- ・ 地域住民の不安や懸念を払拭するため、また噴火災害に関する知識が職員にも乏しかったことから、地域住民向けの説明会として、平成 27 年 3 月に「御嶽山火山活動地域学習会」を開催した。学習会は、当町で企画、開催は王滝村と連携して実施し、有識者等による講演を交えて開催した。学習会には木曾町及び王滝村の住民のほか、被災者遺族をはじめ 100 名以上が参加した。
- ・ 学習会の講師となる有識者は当町で選定した。御嶽山の噴火以前は、町役場職員は専門家との接点はなかったが、噴火後は観測機設置等の機会を通じて、有識者との接点ができるようになり、直接調整を行った。

表 「御嶽山火山活動地域学習会」の概要

■日	時：平成27年3月15日 午後3時00分～
■会	場：木曾町三岳 三岳交流促進センター
■講師・内容：	<ul style="list-style-type: none"> ・「御嶽山の火山観測と噴火の予測について」 名古屋大学大学院教授 山岡耕春氏 (中央防災会議火山防災対策推進ワーキンググループ 副主査、御嶽山総合観測班長) ・「無人機を利用した御嶽山の噴煙観測」 北海道大学大学院准教授 橋本武志氏 ・「御嶽山の地質と2014年噴火の推移」 国立研究開発法人産業技術総合研究所主任研究員 及川輝樹氏

②その他地域住民及び職員の意識啓発・情報交換・誘客のための取組

- ・ 上記学習会以降、町では、地域住民に御嶽山の火山活動に対する理解を深めてもらうとともに、地域防災に対する意識を高めてもらうことを目的として、また、町外からの団体客誘致も見据え、各種の懇談会や講演会を開催している。

表 木曾町で開催された学習会・講演会等

日程	取組名	概要
H27.11.20	火山防災関連等情報懇談会	今後の木曾町の火山防災対策に資するため、有識者と理事者、担当職員の情報・意見交換を実施
H27.11.29	第12回木曾学シンポジウム	木曾町が事務局を務める木曾学研究所が、山麓に住む住民として、御嶽山とどう向き合い、まちづくりにどう活かすかを考えるシンポジウムを開催
H28.3.6	「信州 山の日」協賛シンポジウム	『霊峰・御嶽』として暮らしの中に溶け込んできた御嶽山。山と共に暮らす意識を改めて考え、山岳と観光の安全性の確保についても考える機会とする。
H28.3.10	活火山における避難壕等の充実に向けた学習会	木曾町と王滝村で山岳関係者を対象に合同開催。内閣府による「活火山における退避壕等の充実に向けた手引き」の作成に携わった関係者を講師に招き、今後の山小屋の強化等に関しての見識を深めるための機会とした。
H28.10.20-21	2016火山砂防フォーラム	火山地域の自治体や関係機関で組織する火山砂防フォーラム委員会による開催。第26回目は王滝村との共催により木曾町を会場に開催。

(出典) 木曾町「御嶽山噴火対応記録」より作成

【20140305】復興基金の設置（木曾町）

①「木曾町御嶽山噴火災害対策・復興基金」の設置

- ・ 噴火災害からの復興には長期的な対応が必要なことや、県や一般からの支援も受ける中で町の裁量で支出を採択できること、年度や補助事業の規定等に縛られず、機動的に対応することを目的として、町では、「木曾町御嶽山噴火災害対策・復興基金条例」を制定し、県の補助事業「御嶽山噴火災害対策・復興基金創設事業」による支援を受け、「木曾町御嶽山噴火災害対策・復興基金」を設置した。

②復興基金の収支状況

- ・ 平成28年度は、町から2億円（財政調整基金としての積立金）、県から1億円拠出されたほか、これに加え、一般からの見舞金も復興基金として充当された。
- ・ 県からの拠出金は3年間を目処に使い切ることが求められていることから、復興基金による事業は項目ごとに拠出元を明確にして資金管理を行っている。
- ・ 依然として噴火警戒レベルは2のままであり、入山規制がかけられた登山道に立ち入ることができず復旧が遅れており、復興時期の目処が立っていないことから、復興基金は継続予定である。今後

の収入面については、国の補助制度等の活用や地方債の活用等が見込まれている。

【20140306】雇用対策としてのパトロール隊の組成（木曾町）

- ・ 町では、観光振興（登山道の安全確保）と雇用対策を目的として、平成 27 年 6 月にパトロール隊を組成した。町役場が臨時職員としてパトロール隊員を採用する形態を採用しており、噴火の影響により営業活動が困難となった山小屋や山の案内関係者の雇用確保の側面を持っている。
- ・ パトロール隊は、班を編成して登山道を巡回し、登山道の軽微な修繕等の安全管理のほか、登山者への指導、緊急時の避難誘導等を行っている。
- ・ 現在、パトロール隊員として、山小屋関係者、御嶽黒沢案内人組合、山岳遭難防止対策協会関係者ら 18 名（当初は 16 名）が雇用されており、隊員は 20～50 歳代のメンバーが中心である。

【20140307】観光客の誘致に関する取組（木曾町）

①宿泊施設助成券制度の拡大運用

- ・ 噴火災害による入山規制に伴い、観光シーズンとなる秋口の観光客が大幅に減少し、特に宿泊施設への影響が懸念されたほか、ロープウェイの営業再開後も登山客は戻っておらず、ロープウェイ利用者数は営業開始後も噴火前の 2 割程度に留まる状況が続いた。
- ・ これを受け、町では、従来、友好都市協定を締結していた市町村間で実施していた宿泊助成制度（1泊につき 2,000 円割引）を拡大運用し、さらなる観光客誘致のため、名古屋市民も対象とした。
- ・ 旅行者は、事前に助成券と加盟施設リストを最寄りの各市町村の窓口で入手し、宿泊施設で精算時に助成券を提出すると、その場で 1 枚あたり 2,000 円の割引となる仕組みである。受取窓口は名古屋市内では 3 箇所を設置し、平成 26 年度の利用状況は、利用枚数換算で、1,000 人分の利用があった。

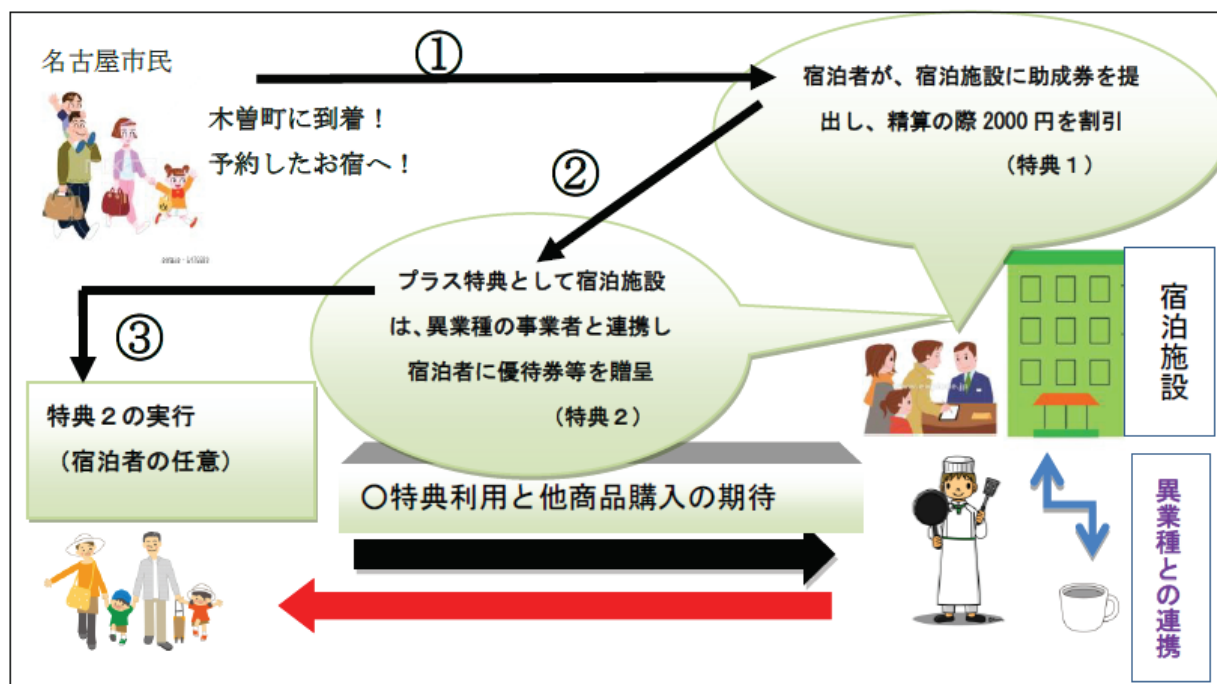


図 名古屋市民向け宿泊施設助成券利用の流れ

（出典）木曾町「滞在型観光誘客促進事業名古屋市民（関係者）向け長野県木曾町宿泊施設助成券発行について」

表 名古屋市民向け長野県木曾町宿泊施設助成券制度のご案内

長野県木曾町では、御嶽山噴火にともなう観光地復興事業の一環として、名古屋市民（勤務者・通学者含む）の皆さまを対象に木曾町内にある本事業協賛の宿に泊まれたお客様に助成券を発行いたします。冬季シーズンは木曾町にある2つのスキー場（マイア・きそふくしま）をはじめ、郷土食『手打ちそば・すんぎ』などが美味しい季節ですので、この機会にぜひ、ご利用ください。

○名称：木曾町宿泊施設助成券発行事業

○対象：観光を目的として木曾町宿泊助成券取り扱い加盟施設に宿泊される下記に該当する方（グループ）

- ①名古屋市民の方
- ②3.名古屋市にお勤めの方・通学の方
- ③代表者が名古屋市民の家族やグループ（代表者とは上記①②の方）グループは人数制限あり

り

○内容

- ・1名につき1枚、1泊2,000円の助成券を発行（連泊の場合は、その日数分の発行）
- ・使用期限：平成27年3月31日／限定先着：1000枚

○手続き方法（12月4日【木】）から下記、3施設にご協力頂き、助成券を発行いたします。）

- 取り扱い機関①長野県名古屋観光情報センター（名古屋市中区栄4-1-1中日ビル4F）
- 取り扱い機関②名古屋市金山観光案内所（中区金山一丁目17-18【ループ金山1階】）
- 取り扱い機関③オアシス21iセンター（東区東桜一丁目11-1【オアシス21地下1階】）

上記施設へお越し頂き、所定の様式に名前、住所、連絡先などを記入の上、助成券と加盟施設一覧を入手。後日、加盟施設の中から宿を予約頂き木曾町へお越しの際、お宿で精算時に助成券を提出頂くと枚数分×2000円がその場で差し引かれます。更に宿泊施設よりお客様へ宿独自のプラス特典が付与されます。

尚、宿泊助成券はチェックイン（アウト）の際に宿での現金及びクレジットカード※で精算して頂く事が条件です。（旅行会社のクーポン券や後日請求精算は適用外です。）※クレジットカードは使えない施設があります。

○その他

1、助成券を入手頂く際、お越しになられる方は、関係機関へ下記をご持参ください。

ア) 名古屋市民の方

■住所がわかるもの『運転免許証など住所が記載されている物』

イ) 名古屋市内にお勤めの方、通学されている方で住民票が無い方

■社員証（会社の名刺）・学生証

ウ) グループ（家族）の代表者

■代表者の方の身分証（ア・イに該当する証明書）

2、宿については事前に木曾町観光協会ホームページより閲覧もできますので先に予約を済ましてからの助成券入手も可能です。（木曾町観光協会<http://www.kankou-kiso.com/>）

3、上記以外の主な取扱事項

ア) 他の宿泊割引券との併用は不可です。

イ) 割引券の複写は無効です。

ウ) 助成券は、必ず持参下さい。

エ) グループ旅行については、同一の宿泊施設にお泊り頂くとともに1団体40名以内（1回の発行枚数は40枚）とさせて頂きます。また、スキー場等で特別料金の適用を受けている団体は対象外となります。

（出典）木曾町「名古屋市民の皆さま対象：長野県木曾町宿泊施設助成券制度のお知らせ」

②観光客誘致を目的とした「つながろう木曾キャンペーン」の実施

- ・ 御嶽山噴火災害を受け、長野県木曾郡への観光客誘致を目的として、「つながろう木曾」を合言葉とし、「木曾観光復興対策協議会」が設立された。
- ・ 本協議会では、まずは木曾エリアへ来訪してもらうことを目的として、長野県による補助金をもとに宿泊者向けに商品券または1日リフト券をプレゼントするキャンペーンを実施した。
- ・ 当該キャンペーンの利用効果は大きく、御嶽山噴火後も冬季のスキー客数は例年並みを維持することができたほか、宿泊者向けの商品券は1ヶ月も経たないうちに予定枚数の6,000枚が利用された。

③観光事業者・メディアとの連携

- ・ 御嶽山噴火後に減少した観光客の誘致を促進するため、観光事業者向けの説明会等を開催し、観光地としての安全性についてPRを行った。
- ・ 噴火災害直後は旅行会社からも、「安全面からお客様に観光商品として紹介できない」と断られたが、新聞等でツアーが開催されたことを契機として、次第に旅行客や旅行商品も増加傾向に向かっている。

④登山客数復活のための山小屋復興に向けた整備方針の調整

- ・ 登山客数を以前の水準に戻すためには、山小屋の復旧が最重要課題となっている。山小屋である「二の池本館」は平成29年度から新築工事を開始し、平成30年度の利用開始を目指している。
- ・ また、噴火災害を踏まえ、登山者の安全確保を目的に、頂上エリアに避難施設およびシェルターの設置を検討している。施設は景観上の配慮をしつつ、防災面の機能に十分配慮したものとすることを想定しているが、工事の進捗は、気象庁の噴火レベルの影響を受ける（レベルが下がった時点で再度調査を実施予定、さらにそこから工事に2年程度を要する見込み）ことから、復旧の正確な目処が立っていない状況である。また、登山道に積もる降灰の除去や、倒壊した施設の解体撤去等も時間を要すると見込まれている。

事例コード | 201501

2015年（平成27年）口永良部島噴火による災害

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

① 口永良部島新岳の火山活動の活発化と爆発的噴火の発生

口永良部島は、長径 12km、最大幅 5 km のひょうたん型の島で、古い火山体である西部の山々と、島の中央部から東部を構成する新岳・古岳・野池山等の火山体で構成される。

平成 11 年以降、火山性地震の活動が高まり、地震回数の増加が繰り返されたほか、平成 15 年以降は火山性微動に加え、新岳火口周辺の地盤膨張が繰り返し観測され、平成 26 年には昭和 55 年以來の噴火が発生し、噴煙が火口縁上 800m 以上上がる等、火山活動は極めて活発な状況にあった。

こうしたなか、平成 27 年 5 月 29 日 9 時 59 分、新岳で爆発的噴火が発生し、同日 10 時 7 分、気象庁は噴火警報を発表し、噴火警戒レベルが 3（入山規制）から 5（避難）へ引き上げられた。この噴火により、噴煙が火口上 9,000m 以上まで上がり、火口周辺部に噴石が飛散した。また、火砕流が発生し、新岳火口の北西側（向江浜地区）にかけての海岸にまで達した。降灰は屋久島町のほか、西之表市、中種子町で確認された。

その後 6 月 18 日及び 19 日にも、ごく小規模な噴火が観測され、8 月上旬頃までは火山性地震が多い状況が継続したが、次第に減少し、爆発的噴火から約 1 年経過後の平成 28 年 6 月 14 日 18 時、気象庁は火口周辺警報を発表し、噴火警戒レベルが 5（避難）から 3（入山規制）へと引き下げられた。



図 口永良部島の爆発的噴火の状況

(出典) 福岡管区気象台火山監視・情報センター・鹿児島地方気象台「平成27年（2015年）の口永良部島の火山活動」